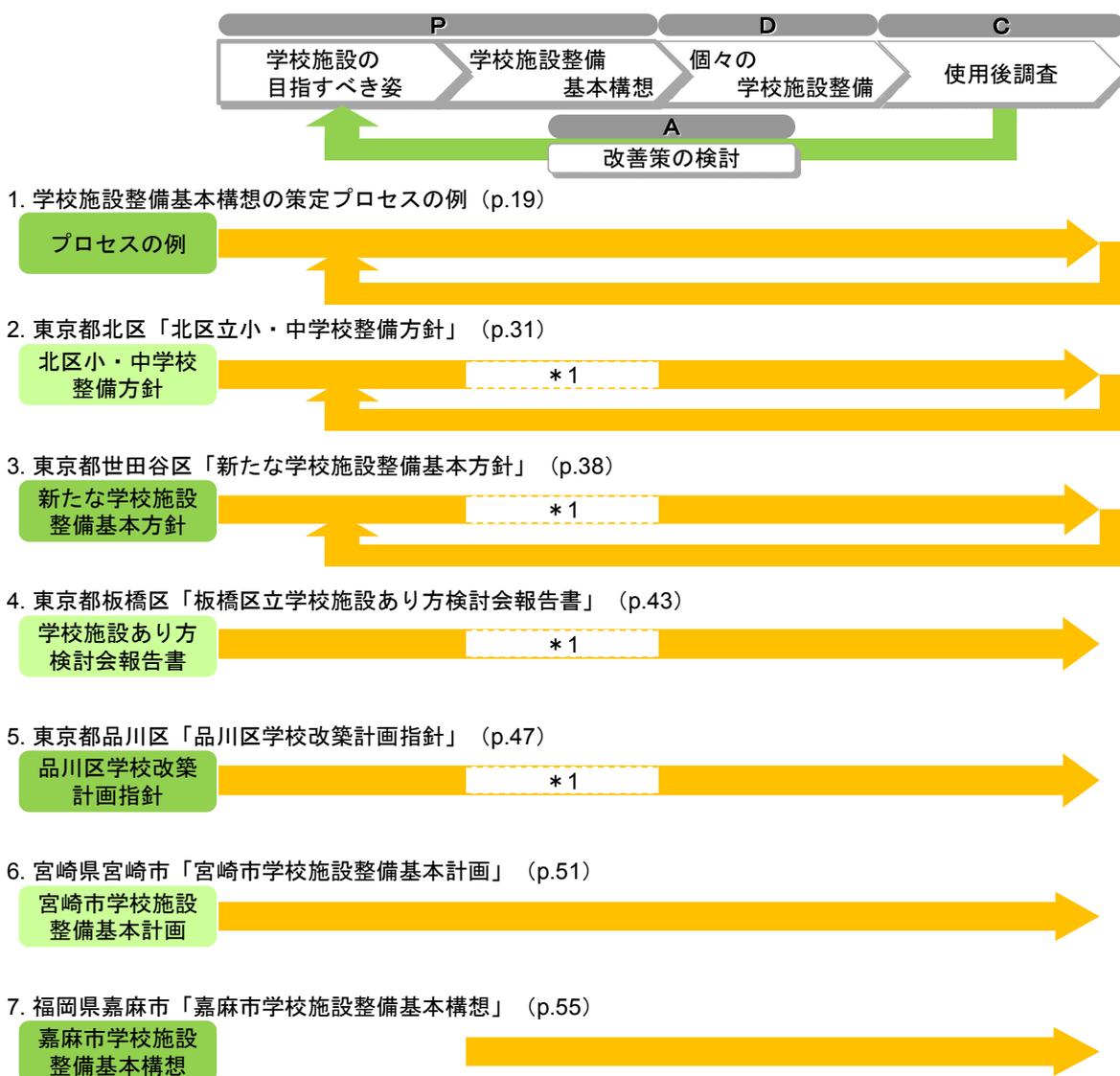


第4章 基本構想策定・活用プロセスの事例紹介

- 本章では、実際に基本構想を策定しようとする際に参考となるよう、基本構想策定・活用プロセスの例を示すとともに、地方公共団体で既に先駆的に取り組んでいる基本構想に類似した6つの計画を取り上げ、その概要や策定・活用プロセス等を紹介する。
- 本報告書で示した基本構想等を策定する際の各プロセスと、地方公共団体が計画を策定するに当たって実際に経たプロセスとの対応を以下に示す。

本報告書において示したプロセスとの対応



*1：具現化のプロセスは踏んでいるが、現状把握において全般的な調査までは行っていないため、空白としている。

『学校施設整備基本構想』の策定プロセスの例

ステップ1

学校施設の目指すべき姿を描きます

- ・国や地方の教育振興基本計画
- ・学習指導要領
- ・地方の教育ビジョン
- ・公共施設全体に関する整備計画
- ・学校施設として備えておくべき基本的な条件など

■上記を踏まえ、〇〇市の学校施設の目指すべき姿を検討する

※学校施設評価の報告書*1において示した5分野（安全性、快適性、学習活動への適応性、環境への適応性、経済性）を参考として総合的な観点から目指すべき姿を設定。

*1 「学校施設の評価の在り方について～学校施設の改善のため～」(最終報告) (平成21年3月)

各地方公共団体が目指す教育を実現するための理想的な学校施設像（目指すべき姿）を検討

検討体制

学校設置者だけでなく、利用者や学校施設の有識者など幅広い関係者により検討

- 教育委員会（施設整備担当、学校教育担当等）／首長部局（地域政策部局、建設部局等）／コーディネータ／学校（校長等の教員、事務職員）／専門家（学校建築、教育）／保護者代表／地域住民代表等からなる検討会を組織する

こんな方法も有効です

- 保護者、地域住民、児童・生徒等の声の把握
 - ・アンケートやワークショップの開催
 - ・「学校運営協議会」などの組織の活用

〇〇市立学校施設の目指すべき姿

1. 安全性

○災害対策

- 1-1 地震に強い学校施設
- 1-2 津波・洪水に強い学校施設
- 1-3 防災機能を備えた学校施設

○防犯・事故対策

- 1-4 安全で安心な学校施設

2. 快適性

○快適な学習環境

- 2-1 学習能率の向上に資する快適な学習環境
- 2-2 バリアフリーに配慮した環境

○教職員に配慮した環境

- 2-3 教職員にも配慮した空間

3. 学習活動への適応性

○個に応じた指導の推進

- 3-1 習熟度別指導や少人数指導などを行うための空間

○理数教育の充実

- 3-2 充実した観察・実験を行うための環境

- 3-3 調べ学習や観察・実験のまとめや児童生徒の成果発表などに活用して学習効果を高めるためのICT環境

○言語活動の充実

- 3-4 子どもたちの自発的な学習や読書活動を促すための環境
- 3-5 各教科における発表・討論などの教育活動を行うための空間

○小学校段階における外国語活動

- 3-6 ジェスチャーゲームなどの体を動かす活動やグループでの会話など、外国語への親しみが湧くような学習を行うための空間

○伝統や文化に関する教育の充実

- 3-7 伝統や文化に関する教育を行うための環境

4. 環境への適応性

○エコスクール

- 4-1 環境を考慮した学校施設

5. 地域の拠点化

- 5-1 地域の生涯学習等の拠点となる学校施設

ステップ2

中長期的な整備方針として『学校施設整備基本構想』を取りまとめます

現状の域内の学校施設と目指すべき姿とを照らし合わせて、施設の実態を把握し、課題を抽出。中長期的な整備方針『学校施設整備基本構想』を取りまとめる

目指すべき姿

実態把握

域内の学校施設

課題の整理

■実態把握により明らかになった課題を踏まえ、中長期的な整備方針「学校施設整備基本構想」を取りまとめます。その際、課題を単に列記するだけでなく、学校運営上の工夫や長寿命化の可能性、児童生徒数の推計、他の公共施設との複合化などの視点から検討し整理する。こうすることで、客観性と説得力のある洗練された計画となり、中長期的な予算の確保や住民からの理解取得等において有効。

※ステップ1～4を継続的に循環させ、情報の蓄積・活用することで、より効率的・効果的施設の改善が図られる

〇〇市学校施設整備基本構想

■全校に整備

1. 安全性

○災害対策

- 1-1 地震に強い学校施設
 - ① 非構造部材対策を実施する(全20校)
 - 1-2 津波・洪水に強い学校施設
 - ① 屋上が緊急的な避難場所となるよう、フェンスを設置するとともに、屋外避難階段を整備する(全20校)
 - 1-3 防災機能を備えた学校施設
 - ① 屋内運動場にTV・TEL・LAN配線を整備する(18校(2校は整備済み))
 - ② 備蓄倉庫を整備する(13校(7校は整備済み))
- ##### ○防犯・事故対策
- 1-4 安全で安心な学校施設
 - ① 防犯カメラを設置する(3校(17校は整備済み))
 - ② 転落のおそれのある窓に手すりを設置(全20校)

2. 快適性

○快適な学習環境

- 2-1 学習能率の向上に資する快適な学習環境
 - ① 教室の内装を木質化する(全20校)
 - ② 老朽化したトイレの改修を行う(全20校)
- 2-2 バリアフリーに配慮した環境
 - ① スロープ、多目的トイレを整備する(全20校)

○教職員に配慮した環境

- 2-3 教職員にも配慮した空間
 - ① 教職員同士のコミュニケーションの促進のため、休憩スペースを整備する(3校)(余裕教室を活用して対応(17校))

3. 学習活動への適応性

○個に応じた指導の推進

- 3-1 習熟度別指導や少人数指導などを行うための空間
 - ① 少人数指導のための空間を整備する(増築+改修で対応7校、6校は数年後に余裕教室ができるため、その教室を活用、整備済み7校)

○理数教育の充実

- 3-2 充実した観察・実験を行うための環境
 - ① 観察や屋外作業等に使用できるよう、理科室に連続させ、テラス等を整備する(全20校)
- 3-3 調べ学習や観察・実験のまとめや児童生徒の成果発表などに活用して学習効果を高めるためのICT環境
 - ① 普通教室・特別教室にプロジェクタを設置する(全20校)

○言語活動の充実

- 3-4 子どもたちの自発的な学習や読書活動を促すための環境
 - ① 図書室に畳・カーペット敷きの読書コーナーを整備する(7校(9校は整備済み)、4校は地域図書館と複合化する際対応)
- 3-5 各教科における発表・討論などの教育活動を行うための空間
 - ① 複数クラス合同での発表会などが行えるよう、多目的なスペースを整備する(16校(4校は整備済み))

○小学校段階における外国語活動

- 3-6 ジェスチャーゲームなどの体を動かす活動やグループでの会話など、外国語への親しみが湧くような学習を行うための空間
 - ① 床に座っての活動や体を動かす活動が行えるよう、机・椅子が収納可能なじゅうたん敷きの多目的教室を整備する(6校(視聴覚教室を活用して対応14校))

4. 環境への適応性

○エコスクール

- 4-1 環境を考慮した学校施設
 - ① 太陽光発電設備を整備する(災害時の停電時にも使用可能なものを整備)(7校(13校は整備済み))
 - ② 校舎、屋内運動場の断熱化を行う(全20校)
 - ③ 環境教育に活用できるよう断熱等の省エネ対策の「見える化」を行う(全20校)

5. 地域の拠点化

- 5-1 地域の生涯学習等の拠点となる学校施設
 - ① 特別教室を地域開放できるように整備する(全20校)

■ブロック毎に整備(拠点化)

3. 学習活動への適応性

○言語活動の充実

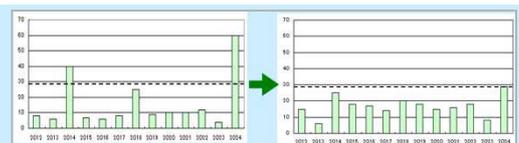
- 3-4 子どもたちの自発的な学習や読書活動を促すための環境
 - ① 地域図書館との複合化を行う(各ブロックの1つの学校に整備)

○伝統や文化に関する教育の充実

- 3-7 伝統や文化に関する教育を行うための環境
 - ① 茶道などを体験するための和室を整備する(北・南・西ブロックの1つの学校に整備、東ブロックは整備済み)
 - ② 琴など使用頻度の低い教具の保管庫を整備する(各ブロックの1つの学校に整備)

※域内全学校の耐震化は完了

あわせて、計画的・効率的な整備により予算が平準化・削減することを示す資料などを作成することで、財政当局に対し、財政面も含めた学校施設整備の必要性を中長期的な視点から説明でき、理解が得られやすいと考えられる



■基本構想を財政面などから検討、整理することで年次計画作成の際の優先順位が立てやすくなる。

ステップ3

個々の施設整備の実施に向け、年次計画を作成します

基本構想を基に、各施策の優先順位や財政状況など各地方公共団体の実情を踏まえ、施設整備の年次計画を策定

☆文科省への交付金の申請時に必要となる、「施設整備計画」を作成する際に参考となる

ステップ4

整備した施設の使用後調査を行い、改善に活かします

施設利用者等にアンケート等を行い、その結果を基に、目指すべき姿等の改善を実施

1. 学校施設整備基本構想の策定プロセスの例

■学校施設整備基本構想の策定プロセスの例について

この例は、本報告書において示した目指すべき姿及び基本構想を策定する際のプロセスについて例示するものである。

各地方公共団体において基本構想を策定する際は、この例を参考としつつ、それぞれの地域の実情等に応じた適切な策定プロセスを検討する。

■検討体制の整備

(検討委員会の設置)

目指すべき姿等を検討するに当たり、幅広い関係者から構成される「学校施設整備基本構想検討委員会」を教育委員会の下に設置することとした。

(委員の選定)

検討委員会の委員には、教育の専門家を外部有識者として参加してもらうこととしたほか、教職員の意見を反

映させるための小中学校の校長会の代表者、保護者の声を反映させるためのPTA協議会の代表者、地域住民の声を反映させるための地域協議会の代表者にも参加してもらうこととした。

また、首長部局からも検討委員会に参加してもらうこととした。参加してもらう部局としては、財政状況を踏まえた現実的な議論としつつ、学校施設整備の必要性について理解してもらうため財政部局、まちづくりと一体となった学校施設の在り方について検討を行うためまちづくり部局、公共施設との複合化を検討するため及び実際に施設整備を行う立場の視点を踏まえた検討を行うため営繕部局とし、各部局の代表者に委員として参加してもらうこととした。

教育委員会内からは、学校施設の担当者だけでなく、教育内容・方法等と対応した学校施設の在り方の検討を行うため、学校教育の担当部署の代表者にも検討委員会に参加してもらうこととした。

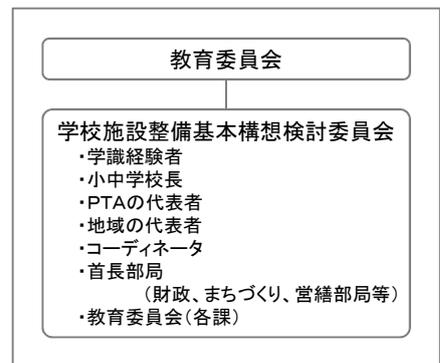


図1 基本計画の検討体制

(コーディネータの依頼)

委員の中には学校施設に関する専門的な知識を持っていない者もいたため、教育面の目標や課題等に対応した施設の対応を提案するコーディネータとしての役割を学校の建築計画の専門家に依頼することとした。

■学校施設の目指すべき姿の検討

(上位計画等を踏まえた検討)

目指すべき学校施設の姿の項目について検討を行うに当たっては、学習指導要領の内容や国の教育振興基本計画、市の教育ビジョンの内容のほか、学校施設に求められる基本的条件等を踏まえた学校施設の在り方について検討を行うこととした。

そのほか、市が定めた公共施設整備に関する計画やバリアフリー化推進計画等の他の計画との整合を図ることについても留意した。

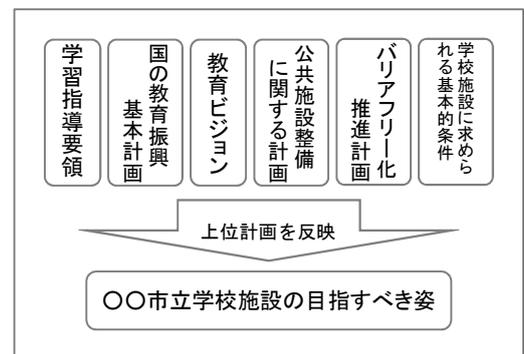


図2 上位計画との目指すべき姿との関係

(目指すべき姿に掲げる項目の検討)

目指すべき姿は、学校施設評価の報告書において示された5分野（安全性、快適性、学習活動への適応性、環境への適応性、経済性）を参考として、総合的な観点から設定した（図3）。

具体的には、市の教育ビジョンに習熟度別指導や少人数指導による個に応じた指導の推進、充実した理数教育の実施、学習活動におけるICTの活用の推進、環境教育の推進、地域の生涯学習等の拠点としての学校施設の活用等が定められていることを踏まえ、これらを実施する上で必要となる教育環境を盛り込むこととした。

また、学校施設として備えるべき基本的な条件として、地震や洪水の発生が想定される地域であるため、災害に強い学校施設や避難所としての機能を備えた学校施設を目指すこととした。

そのほか、市の公共施設バリアフリー推進計画において、学校施設を含めた公共施設のバリアフリー化を推進することが示されていることを踏まえて、学校施設のバリアフ

リー化についても盛り込むこととした。

〇〇市立学校施設の目指すべき姿	
1. 安全性	
○災害対策	
1-1	地震に強い学校施設
1-2	津波・洪水に強い学校施設
1-3	防災機能を備えた学校施設
○防犯・事故対策	
1-4	安全で安心な学校施設
2. 快適性	
○快適な学習環境	
2-1	学習能率の向上に資する快適な学習環境
2-2	バリアフリーに配慮した環境
○教職員に配慮した環境	
2-3	教職員にも配慮した空間
3. 学習活動への適応性	
○個に応じた指導の推進	
3-1	習熟度別指導や少人数指導などを行うための空間
○理数教育の充実	
3-2	充実した観察・実験を行うための環境
3-3	調べ学習や観察・実験のまとめや児童生徒の成果発表などに活用して学習効果を高めるための ICT 環境
○言語活動の充実	
3-4	子どもたちの自発的な学習や読書活動を促すための環境
3-5	各教科における発表・討論などの教育活動を行うための空間
○小学校段階における外国語活動	
3-6	ジェスチャーゲームなどの体を動かす活動やグループでの会話など、外国語への親しみが湧くような学習を行うための空間
○伝統や文化に関する教育の充実	
3-7	伝統や文化に関する教育を行うための環境
4. 環境への適応性	
○エコスクール	
4-1	環境に配慮した学校施設
5. 地域の拠点化	
5-1	地域の生涯学習等の拠点となる学校施設

図3 目指すべき姿の例

■多数の意見を集約する工夫

目指すべき姿等の検討を行う際には、できるだけ多くの関係者の意見を反映させることが望ましいが、他方、数多くの主体から様々に出てくる意見を集約する作業は大変なことが多く、作業量も膨大となる。そこで、以下のような意見集約の方法をとることにより、意見集約の効率化を図った。

(ワークショップや視察の実施)

検討委員会の開催と並行して、教職員や保護者、地域住民の有志からなるワークショップを開き、学校施設に関する専門的な知識を持っていない人のために学校施設の役割について専門家から説明を行う機会を設けたり、参加者同士が意見交換を行う場を設けたりすることにより、参加者の学校施設の役割について理解を深めるように努めた。

また、目指すべき姿を具体的にイメージしやすくするため、先駆的な施設整備に取り組んでいる学校を視察し、実際の学校施設の様子やそこで行われている教育活動等について実際に見てもらうこととした。

(アンケートの実施)

そのほか、児童生徒に対して検討委員会で作成したアンケートを実施して、その結果を検討の材料とすることにより、児童生徒の意見を反映させた計画となるようにした。

(参考) そのほか考えられる意見集約の工夫 (各団体における意見集約の方法)

それぞれの立場の意見を集約する際、教員全員に聞いた意見をそのまま集約しようとするのではなく、まずそれぞれの学校において教職員の意見を出し合い、学校としての意見を1つに集約する、更にその意見を校長会など各学校の代表者が集まる場で報告・集約して教職員全体の意見とすることにより、効率的に意見を集約するという方法も考えられる。

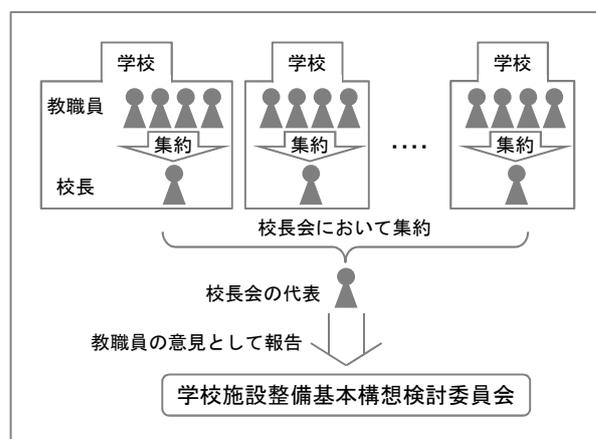


図4 各団体における意見の集約

■調査による現状把握

目指すべき姿に示した項目について、達成できていない学校数を把握するため、全ての小中学校の学校施設の現状と目指すべき姿とを照らし合わせて現状把握を行った。

短期間に集中的に全小中学校の調査を行うため、調査を専門に担当する職員を期間を

定めて配置した。その際、市内の全小中学校の評価を評価者によるばらつきがないようにするため、現地調査を担当する職員は少人数に限定することとした、

現地で調査を行うに当たっては、短い調査時間では気付きにくい問題も生じている可能性もあることから、常にその学校施設を使用している学校の教職員と共同して調査を行うこととした。

■学校施設整備基本構想の検討

(計画期間の設定)

基本構想の計画期間は、上位計画である市の教育ビジョンと同じ10年間に設定した。

(基本構想の検討)

目指すべき姿に示した項目のうち、現地調査によって現在達成されていないと明らかになったもののうち、今後10年間の間に整備を実施するものを整理し、その整備方針を検討した上で、基本構想として取りまとめた(図5)。

今後10年間の間に整備を実施するものを整理する際の視点については、図6のとおり。

また、整備方針を検討する際は、文部科学省の学校施設整備指針や事例集を参考としながら、どのような整備によって対応するかについて検討を行った。

〇〇市学校施設整備基本構想	
■全校に整備	
1. 安全性	
○災害対策	
1-1 地震に強い学校施設	
① 非構造部材対策を実施する(全20校)	
1-2 津波・洪水に強い学校施設	
① 屋上が緊急的な避難場所となるよう、フェンスを設置するとともに、屋外避難階段を整備する(全20校)	
1-3 防災機能を備えた学校施設	
① 屋内運動場にTV・TEL・LAN配線を整備する(18校)	
② 備蓄倉庫を整備する(13校)	
○防犯・事故対策	
1-4 安全で安心な学校施設	
① 防犯カメラを設置する(3校)	
② 転落のおそれのある窓に手すりを設置(全20校)	
2. 快適性	
○快適な学習環境	
2-1 学習能率の向上に資する快適な学習環境	

- ① 教室の内装を木質化する(全 20 校)
- ② 老朽化したトイレの改修を行う(全 20 校)
- 2-2 バリアフリーに配慮した環境
 - ① スロープ、多目的トイレを整備する(3校)
- 教職員に配慮した環境
- 2-3 教職員にも配慮した空間
 - ① 教職員同士のコミュニケーションの促進のため、休憩スペースを整備する(7校)
- 3. 学習活動への適応性
- 個に応じた指導の推進
- 3-1 習熟度別指導や少人数指導などの、きめ細かい個に応じた指導を行うための空間を充実させるための空間
 - ① 少人数指導のための空間を整備する(増築+改修で対応7校、6校は数年後に余裕教室ができるため、その教室を活用)
- 理数教育の充実
- 3-2 充実した観察・実験を行うための環境
 - ① 観察や屋外作業等に使用できるよう、理科室に連続させ、テラス・バルコニー等を整備する(全 20 校)
- 3-3 調べ学習や観察・実験のまとめや児童生徒の成果発表などに活用して学習効果を高めるための ICT 環境
 - ① 普通教室・特別教室にプロジェクタを設置する(全 20 校)
- 言語活動の充実
- 3-4 子どもたちの自発的な学習や読書活動を促すための環境
 - ① 図書室に畳・カーペット敷きの読書コーナーを整備する(7校)
- 3-5 各教科における発表・討論などの教育活動を行うための空間
 - ① 複数クラス合同での発表会などが行えるよう、多目的なスペースを整備する(16校)
- 小学校段階における外国語活動
- 3-6 ジェスチャーゲームなどの体を動かす活動やグループでの会話など、外国語への親しみが湧くような学習を行うための空間
 - ① 床に座っての活動や体を動かす活動が行えるよう、机・椅子が収納可能なじゅうたん敷きの多目的教室を整備する(6校)
- 4. 環境への適応性
- エコスクール
- 4-1 地球環境問題への関心を高めるためのエコスクール
 - ① 太陽光発電設備(災害時の停電時にも使用可能なもの)を整備する(7校)
 - ② 校舎、屋内運動場の断熱化を行う(全 20 校)
 - ③ 環境教育に活用できるよう断熱等の省エネ対策の「見える化」を行う(全 20 校)
- 5. 地域の拠点化
- 5-1 地域の生涯学習等の拠点となる学校施設
 - ① 特別教室を地域開放できるように整備する(全 20 校)
- ブロック毎に整備(拠点化)
- 3. 学習活動への適応性
- 言語活動の充実
- 3-4 子どもたちの自発的な学習や読書活動を促すための環境
 - ① 地域図書館との複合化を行う(4校)
- 伝統や文化に関する教育の充実
- 3-7 伝統や文化に関する教育を行うための環境
 - ① 茶道などを体験するための和室を整備する(北・南・西ブロックの各1つの学校に整備)
 - ② 琴など使用頻度の低い教具の保管庫を整備する(各ブロックの1つの学校に整備)

図 5 学校施設整備基本構想の例

■学校施設整備基本構想の公表

取りまとめた基本構想は、市の広報やホームページにおいて公開することにより、市の学校施設整備の方針を広く市民へ周知することとした。

■学校施設整備基本構想等の見直し

目指すべき姿や基本構想については、教育ビジョン等の上位計画が改定される際に、上位計画の改定に合わせた全面的な見直しを行うこととする（図7）。

学校施設の整備後に、施設の使い心地等について教職員や児童生徒等に対して使用後調査を行うことにより、次の基本構想の見直しや学校施設整備に生かすこととする。

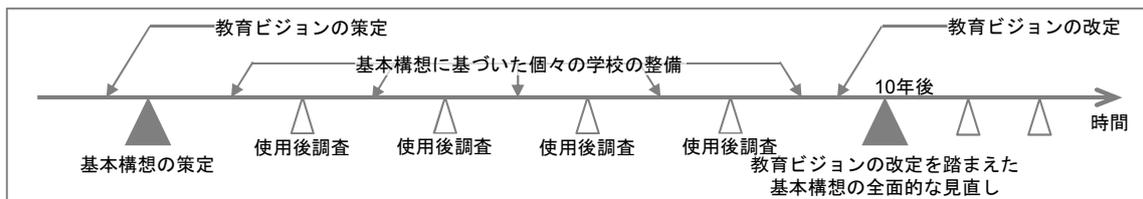


図7 基本構想の見直しのスケジュール

図6 目指すべき姿及び調査結果の基本構想への反映

〇〇市立学校施設を目指すべき姿	調査結果と対応方針	〇〇市立学校施設整備基本構想
<ul style="list-style-type: none"> 1. 安全性 ○災害対策 <ul style="list-style-type: none"> 1-1 地震に強い学校施設 1-2 津波・洪水に強い学校施設 1-3 防災機能を備えた学校施設 	<p>耐震化は完了していたが、非構造部材対策が未対応のため全ての学校で実施 対応済みが0校のため、全ての学校の学校に整備</p> <p>整備済みの2校を除いて整備</p> <p>整備済みの7校を除いて整備</p> <p>整備済みの17校を除いて整備 対応済みが0校のため、全ての学校の学校に整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1-1 地震に強い学校施設 ① 非構造部材対策を実施する(全20校) 1-2 津波・洪水に強い学校施設 ① 屋上が緊急的な避難場所となるよう、フェンスを設置するとともに、屋外避難階段を整備する(全20校) 1-3 防災機能を備えた学校施設 ① 屋内運動場にT V・T E L・L A N配線を整備する(18校) ② 備蓄倉庫を整備する(13校)
<ul style="list-style-type: none"> ○防犯・事故対策 <ul style="list-style-type: none"> 1-4 安全で安心な学校施設 	<p>整備済みの17校を除いて整備 対応済みが0校のため、全ての学校の学校に整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯・事故対策 <ul style="list-style-type: none"> 1-4 安全で安心な学校施設 ① 防犯カメラを設置する(3校) ② 転落のおそれのある窓に手すりを設置(全20校)
<ul style="list-style-type: none"> 2. 快適性 ○快適な学習環境 <ul style="list-style-type: none"> 2-1 学習能率の向上に資する快適な学習環境 2-2 バリアフリーに配慮した環境 ○教職員に配慮した環境 <ul style="list-style-type: none"> 2-3 教職員にも配慮した空間 	<p>整備済みの17校を除いて整備 対応済みが0校のため、全ての学校の学校に整備</p> <p>整備済みの17校を除いて整備</p> <p>余裕教室を活用できる13校を除いて整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2. 快適性 ○快適な学習環境 <ul style="list-style-type: none"> 2-1 学習能率の向上に資する快適な学習環境 ① 教室の内装を木質化する(全20校) ② 老朽化したトイレの改修を行う(全20校) 2-2 バリアフリーに配慮した環境 ① スロージョイス、多目的トイレを整備する(3校) ○教職員に配慮した環境 2-3 教職員にも配慮した空間 ① 教職員同士のコミュニケーションの促進のため、休憩スペースを整備する(7校)
<ul style="list-style-type: none"> 3. 学習活動への適応性 ○個に応じた指導の推進 <ul style="list-style-type: none"> 3-1 習熟度別指導や少人数指導などを行うための空間 ○理数教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> 3-2 充実した観察・実験を行うための環境 	<p>整備済みの7校のほか、将来的に余裕教室がで きる6校を除いて整備</p> <p>対応済みが0校のため、全ての学校の学校に整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 3. 学習活動への適応性 ○個に応じた指導の推進 <ul style="list-style-type: none"> 3-1 習熟度別指導や少人数指導などを行うための空間 ① 少人数指導のための空間を整備する(増築+改修で対応7校、6校は数年後に余裕教室ができるため、その教室を活用) ○理数教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> 3-2 充実した観察・実験を行うための環境 ① 観察や屋外作業等に使用できるよう、理科室に連続させ、テラス等を整備する(全20校)

〇〇市立学校施設の目指すべき姿

3-3 調べ学習や観察・実験のまとめや児童生徒の成果発表などに活用して学習効果を高めるためのICT環境

〇言語活動の充実
3-4 子どもたちの自発的な学習や読書活動を促すための環境

3-5 各教科における発表・討論などの教育活動を行うための空間

〇小学校段階における外国語活動
3-6 ジェスチャゲームなどの体を動かす活動やグループでの会話など、外国語への親みが湧くような学習を行うための空間

〇伝統や文化に関する教育の充実
3-7 伝統や文化に関する教育を行うための環境

4. 環境への適応性
〇エコスクール
4-1 環境を考慮した学校施設

5. 地域の拠点化
5-1 地域の生涯学習等の拠点となる学校施設

基本構想に取りまとめる際の視点

対応済みが0校のため、全ての学校に整備

4校は地域の図書館と複合化する予定のため、整備済みが9校を除いた7校で整備

整備済みが4校を除いて整備

視聴覚教室を活用できる14校を除いて整備

ブロックごとに対応の項目に記載

対応済みが13校を除いて整備

対応済みが0校のため、全ての学校に整備
対応済みが0校のため、全ての学校に整備

対応済みが0校のため、全ての学校に整備

〇〇市立学校施設整備基本構想

■全校に整備
3-3 調べ学習や観察・実験のまとめや児童生徒の成果発表などに活用して学習効果を高めるためのICT環境

① 普通教室・特別教室にプロジェクタを設置する(全20校)

〇言語活動の充実
3-4 子どもたちの自発的な学習や読書活動を促すための環境

① 図書室に畳・カーペット敷きの読書コーナーを整備する(7校)

3-5 各教科における発表・討論などの教育活動を行うための空間

① 複数クラス合同での発表会などが行えるよう、多目的なスペースを整備する(16校)

〇小学校段階における外国語活動
3-6 ジェスチャゲームなどの体を動かす活動やグループでの会話など、外国語への親みが湧くような学習を行うための空間

① 床に座っての活動や体を動かす活動が行えるよう、机・椅子が収納可能なじゅうたん敷きの多目的教室を整備する(6校)

4. 環境への適応性
〇エコスクール

4-1 環境を考慮した学校施設
① 太陽光発電設備(災害時の停電時にも使用可能なもの)を整備する(7校)

② 校舎、屋内運動場の断熱化を行う(全20校)
③ 環境教育に活用できるよう断熱等の省エネ対策の「見える化」を行う(全20校)

5. 地域の拠点化
5-1 地域の生涯学習等の拠点となる学校施設
① 特別教室を地域開放できるように整備する(全20校)

〇〇市立学校施設の目指すべき姿

- 3. 学習活動への適応性
- 言語活動の充実
- 3-4 子どもたちの自発的な学習や読書活動を促すための環境
- 伝統や文化に関する教育の充実
- 3-7 伝統や文化に関する教育を行うための環境

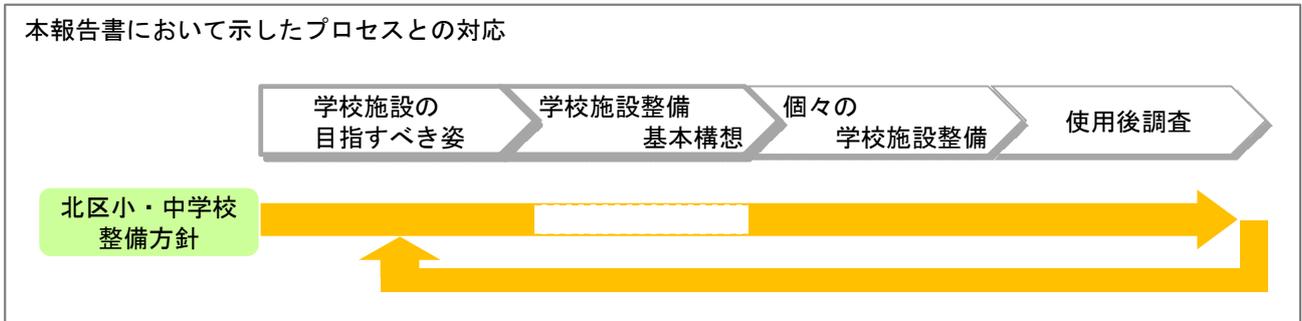
基本構想に取りまとめる際の視点

- 4校は地域の図書館と複合化する予定
- 整備済みの東ブロック以外について、各ブロックに1校整備
- 分散して所有している琴について、保管庫を各ブロックに1校整備し、共用化

〇〇市立学校施設整備基本構想

- ブロック毎に整備（拠点化）
- 3. 学習活動への適応性
- 言語活動の充実
- 3-4 子どもたちの自発的な学習や読書活動を促すための環境
- ① 地域図書館との複合化を行う（4校）
- 伝統や文化に関する教育の充実
- 3-7 伝統や文化に関する教育を行うための環境
- ① 茶道などを体験するための和室を整備する（北・南・西ブロックの各1つの学校に整備）
- ② 琴など使用頻度の低い教具の保管庫を整備する（各ブロックの1つの学校に整備）

2. 東京都北区「北区立小・中学校整備方針」



◇ポイント◇

- ・施設の老朽化及び教育内容や方法の変化・多様化、学校統合の動きに伴う学校改築の機運の高まり等を背景として、整備方針（当初方針）を策定し、学校施設の在り方、基本的な考え方を提示
- ・幅広い関係者からなる検討組織において検討会を実施し、その際、教職員、住民等へのアンケートも実施
- ・当初方針策定後に策定された多種多様な上位計画等と整合性・一体性を持った計画とするため、当初方針を平成 25 年に改定
- ・当初方針では、必要となる諸室の大きさの目安を示していなかったため、各方面からの要望を踏まえると、改築校の面積は過大になりがちだったが、改定した方針では、当初方針で改築された学校での利用実態等を踏まえ、大きさの目安を示したことにより、必要な諸室、機能は確保しつつ、コンパクト化の方向性を打ち出した

■当初方針策定の背景

北区では、平成 14 年の答申※に校舎・設備等の教育環境整備への期待が言及されたことや、区内の学校施設の老朽化及び教育内容や方法の変化・多様化、学校統合の動きに伴う学校改築の機運の高まり等を背景として、区

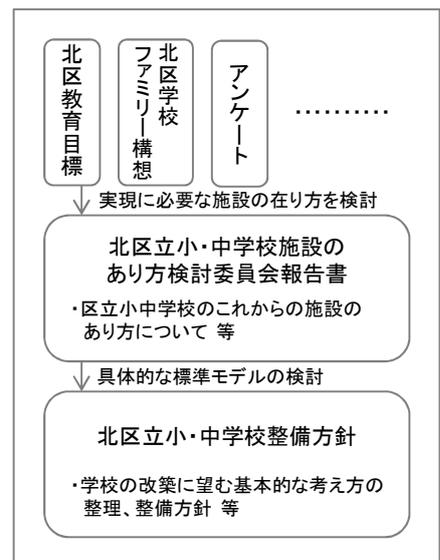


図1 上位計画と報告書等との関係

立小中学校のこれからの学校教育の展開を念頭においた学校施設整備のあり方等について検討を行い、平成 16 年に“北区小・中学校施設のあり方検討委員会報告書”（以下、「報告書」という。）として取りまとめた。

さらに、報告書に示された学校施設の在り方に基づき、小・中学校を改築する際の北区の標準モデルについて検討を行い、翌平成 17 年には“北区立小・中学校整備方針”（以下、「当初方針」という。）を取りまとめている（図 1）。

※北区立学校適正規模等審議会第二次答申～自己革新し続ける新しい学校像をめざして～

■報告書の策定プロセス

（検討体制）

報告書の内容の検討に当たっては、学識経験者、区議会議員、地域代表者、小中学校 PTA 联合会、区民団体、小中学校校長会、首長部局、教育委員会事務局の代表者など、幅広い関係者からなる検討委員会を設置し、検討を行った（図 2）。

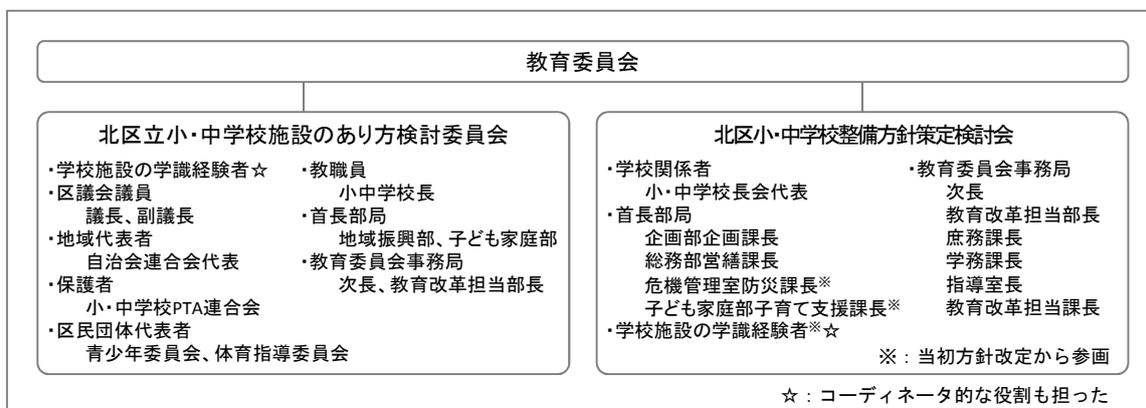


図2 報告書、整備方針の検討体制

（検討の方針・考え方）

学校施設の在り方の検討に当たっては、以下具体的に述べるとおり、区の教育方針や区の独自の取組を踏まえて検討を行ったほか、関係者に対してアンケートを実施し、その結果を踏まえて検討を行っている（図 3）。

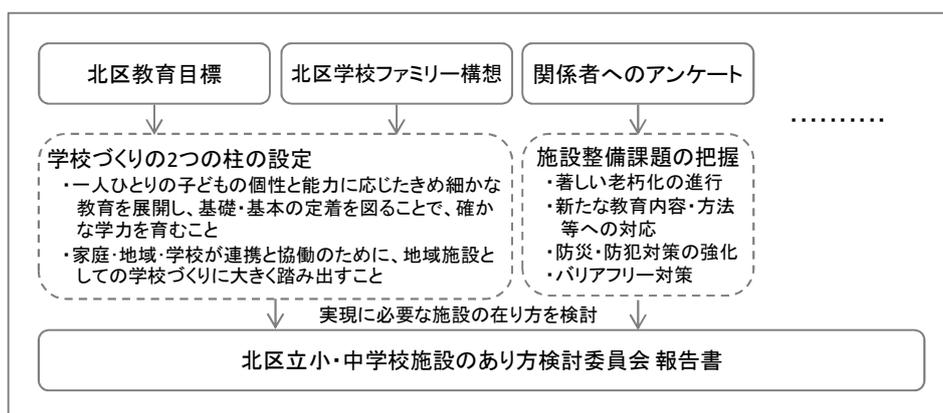


図3 報告書の検討の流れ

＜北区における学校づくりの2つの柱＞

これからの区立小中学校施設の在り方を検討するに当たって、まず、北区における学校づくりの柱として、以下の2つを学校施設整備の基本的な考え方として設定している。

① 区の教育目標を踏まえた設定

区の教育目標に、「家庭・地域・学校が連携と協働を深め、質の高い教育力で、各々の世代が自己実現を図る教育先進都市・北区を築いていく」等が掲げられていたことを受け、北区における学校づくりの1つ目の柱として、この目標を実現するため、「一人ひとりの子どもの個性と能力に応じたきめ細かな教育を展開し、基礎・基本の定着を図ることで、確かな学力を育むこと」を設定した。

② 区の独自の取組を踏まえた設定

区独自の取組“北区学校ファミリー構想[※]では、多世代の住民が学びを目的に集い活用する拠点として学校を活用することや、逆に、住民が様々な経験を児童・生徒に提供する環境形成としても期待されていることから、2つ目の柱として、「家庭・地域・学校が連携と協働のために、地域施設としての学校づくりに大きく踏み出すこと」を設定した。

※各学校間の教育連携を強める一方で、「地域が学校を育てる」という基本的考え方のもと、より広い「地域」を念頭に学校と地域の連携・協力を推進する、という構想

<アンケートに基づく施設整備の課題把握>

北区の区立学校施設の在り方を検討するに当たっては、学校施設の現状と今後の改築について、区内の小学生（５年生）及び中学生（２年生）、小中学校の教職員、保護者、区民を対象としたアンケート（図４）を実施し、施設整備の主要課題を以下の通り整理している。

- | | |
|--------------|--------------------|
| i 著しい老朽化の進行 | ii 新たな教育内容・方法等への対応 |
| iii 生活面の機能向上 | iv 防災・防犯対策の強化 |
| v バリアフリー対策 | vi 関係者の意見を取り込んだ整備 |

区内の児童生徒には、下記の質問項目に対して自由に意見を記述してもらう形でアンケートを実施。

- ・今の学校のいいところはどこですか。
- ・学校で残してほしいところはどこですか。
- ・学校で直してほしいところはどこですか。
- ・学校に新しく希望することはどのようなことですか。

教職員、保護者、住民等には、下記の項目から特に大切にしたい項目を選択してもらい、選択した項目について自由に意見を記述してもらう形でアンケートを実施。

・教育の個性化、多様化に弾力的に対応できる教育空間	・教職員、地域住民、児童・生徒の参加による学校づくり
・主体的に学ぶための学習空間	・学校の歴史・思い出を伝える工夫
・教科の充実を図るための高機能な教室の整備	・環境に配慮した学校施設
・学校図書館（図書室）の充実	・学校開放や生涯学習の場としての整備
・快適な生活空間	・防災・防犯に優れた施設
	・地域施設との複合化等

図４ アンケートの概要

<学校施設整備の基本的目標の設定>

北区における学校づくりの２つの柱や、アンケートに基づき整理した課題を踏まえて、北区の今後の学校施設整備の基本的な目標として、以下の３点を設定している。

- Ⅰ 児童・生徒の主体的な活動と充実した学習指導を支援する施設整備
- Ⅱ 安全でゆとりと潤いをもたらす施設整備
- Ⅲ 地域コミュニティの拠点としての施設整備

検討会では、これらの目標を達成するために必要な施設の在り方について目標ごとに検討を行い、報告書として取りまとめている。

■当初方針の策定プロセス

(検討体制)

当初方針の検討に当たっては、報告書に取りまとめられた学校施設像の実現に向けた具体的な整備方針や整備の進め方について検討するため、教育委員会の下に、教育委員会事務局、小中学校校長会、首長部局の代表者など、幅広い関係者からなる検討会を設置し、検討を行った(図2)。

(検討の方針・考え方)

北区では、平成17年からの学校施設の改築事業は、昭和51年以来30年ぶりの学校施設の改築(新築)だったことから、この事業を進めるに当たり、これからの時代にふさわしい学校づくりのための指針が必要となり、当初方針の検討・策定に至った。

当初方針の検討・策定に当たっては、専門分野の学識経験者による講義や先進自治体の学校施設の視察等も交え、改築を行うに当たっての考慮すべき事項、整備の進め方、施設の構成、整備の留意点等について検討を行い、北区の改築校の基本的な考え方として取りまとめている。

■当初方針の見直しのプロセス

(検討の方針・考え方)

平成17年3月の当初方針策定後、新学習指導要領の完全実施、北区教育ビジョン2010の策定等、教育を取り巻く状況が大きく変化していること、防災機能の向上や地球環境への一層の配慮、地域における公共施設のあり方など、学校施設を取りまく環境の変化に対応すること、平成17年度より中学校を中心に進めてきた改築事業が一段落したこと等から、平成25年3月、「北区小・中学校整備方針」を改定(以下、「改定した方針」という。)した。

<改定の大きなコンセプト>

改定した方針では、今後の改築を見据え、限られた敷地の中で、必要な諸室、機能を効率的に配置する「コンパクト」、多様な学習内容、学習形態に対応するとともに、防災、スポーツ活動、地域コミュニティ活動等の拠点、公共施設の複合化等も考慮し

た「高機能・多機能」、今後の学校教育、社会状況等の変化に柔軟に対応できる「フレキシブル」の3点を、改定の大きなコンセプトとして掲げている。

特に、「コンパクト」では、当初方針では今後の学校施設で必要となる諸室、機能については規定したが、それぞれについてどの程度の大きさとするかを示していなかったため、各方面からの要望等により、改築校の面積は従前に比べ過大になりがちだったが、改定した方針では、当初方針で改築された学校での利用実態や諸室の共用等の検討を行い、それぞれに必要な大きさの目安を示したことにより、これからの時代にふさわしい教育のために必要となる諸室、機能は確保しつつ、コンパクト化することが出来る、としている。

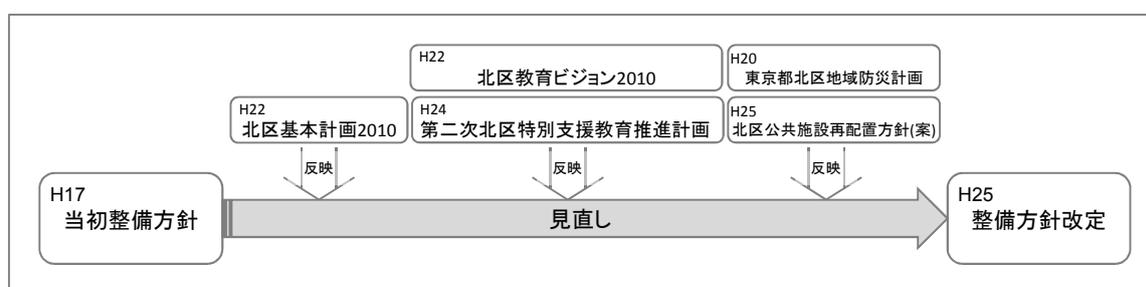


図5 整備方針見直しの考え方

<上位計画を踏まえた修正>

当初方針後に策定された上位計画である、「北区基本計画 2010」、「北区教育ビジョン 2010」「第二次北区特別支援教育推進計画」、「東京都北区地域防災計画」、「北区公共施設再配置方針」等の多種多様な上位計画を踏まえて整合性・一体性を持った計画とするため、検討委員会に関係部局（政策部局、防災部局、子育て部局等）の参画を得て、放課後子どもプランの活動場所の整備、特別支援学級の施設設備の充実、防災拠点としての施設設備の充実、学校施設の複合化・施設開放に関する検討項目等の所要の記述を盛り込んだ（図5）。

(公表)

策定した報告書や基本方針を区のHPに掲載し、区の学校施設の整備方針の周知を図っている。

北区立小・中学校施設のあり方検討委員会報告書

<http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/digital/069/006932.htm>

北区立小・中学校整備方針（当初方針）

<http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/digital/069/006967.htm>

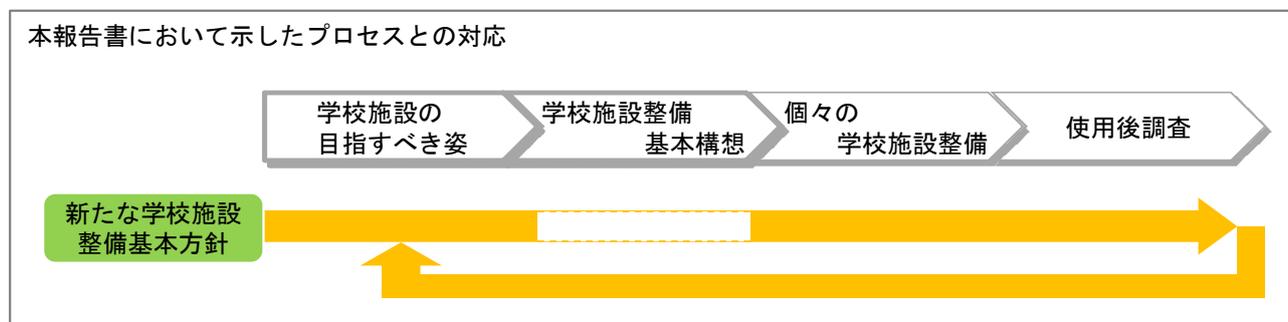
北区立小・中学校整備方針（改定した方針）

<http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/digital/907/090795.htm>

■設置者が考える整備方針策定・改定のメリット

- ・幅広い関係者の参画を得て整備方針を策定・改定することにより、教育ビジョン、特別支援教育推進計画、放課後子どもプラン、地域防災計画、公共施設再配置方針等の多種多様な上位計画等と整合性・一体性を持ちながら、学校施設の整備を計画的・効果的に実施することが出来る。
- ・学校施設改築時の住民説明や基本設計プロポーザルにおいて、区としての基本的な考え方を示すことが出来る。
- ・当初方針に基づいて改築された学校での利用実態等を踏まえ、改定した方針では部屋の広さの目安を示したことにより、これからの時代にふさわしい教育のために必要となる諸室、機能は確保しつつ、コンパクト化の方向性を打ち出すことが出来た。
- ・改定した方針において、コンパクト化も図りながら今後の学校施設の基本的姿を示したことにより、学校施設改築に要する経費算定の基礎資料の役割を果たし、中期的な改修・改築に関する年次計画を平成 25 年度に完成すべく、現在検討中。

3. 東京都世田谷区「新たな学校施設整備基本方針」



◇ポイント◇

- ・教育ビジョン、公共施設整備方針等の策定を踏まえ、従来の計画の見直しを実施
- ・その際、昨今の厳しい財政状況を踏まえ、多様な教育活動に必要な機能は維持・追加しつつ、財政的に持続可能な計画となるよう見直したことにより、約 100 校に及ぶ区立小中学校を毎年 2 校ペースで 50 年かけて改築を進めるという方針を示した計画について議会の承認を受けることができた
- ・基本的には改築を念頭に置いたものではあるが、施設の長寿命化のための計画的改修の際にも準用することにより、望ましい学校施設の実現に向けて、改築と改修を組み合わせる計画的・効率的な施設整備を実施している

■新たな学校施設整備基本方針の位置づけ

平成 17 年に策定した「世田谷区教育ビジョン」※の実現に向けて、「公共施設整備方針」や「世田谷区環境基本計画」などの他の計画との整合を図りつつ、平成 4 年に策定した「学校施設整備基本計画」を見直す形で「新たな学校施設整備基本方針」（以下、「基本方針」という。）を平成 18 年に策定した。

この基本方針に基づいて、年度ごとの具体的な整備計画を定めた年次計画を策定し、世田谷区立の小中学校施設の整備を実施している。

※世田谷区の平成 18 年度から平成 26 年度までの教育の方向性を示した計画

■基本方針策定のプロセス

(策定の方向性)

教育ビジョンの策定や昨今の厳しい財政状況を踏まえ、平成4年に策定した基本計画を以下の観点から見直し、必要な機能は盛り込みつつも、財政的に持続可能な計画とした。

また、約100校の学校施設を確実に整備していくために、学校施設の耐用年数を50年に設定[※]し、予防的な改修、長寿命化、適正配置等を行いつつ、毎年2校ペースで計画的・効率的な改築を行ってゆくという整備方針を打ち出した。

※基本方針では耐用年数を50年に設定する一方で、適切な補修・改修・改築等を計画的・効果的に実施することにより建物の長寿命化を図ることとしている。

<教育ビジョンの反映>

世田谷区の教育の方向性を示した教育ビジョンにおいて、少人数教育の推進、環境教育の推進、学校施設の安全性の向上等が定められたことを受け、所要の見直し、追加を行った。

<今日の公共施設・学校施設に求められる性能の取り込み>

今日の公共施設に対する時代の要請に対応する形で、公共施設の整備の基本方針である「公共施設整備方針」や、環境の保全、回復及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された「世田谷区環境基本計画」において、公共施設の適正配置、学校施設の複合的な整備、ライフサイクルコストの縮減、省エネルギーの推進等が定められたことを踏まえ、所要の見直し、追加を行った。

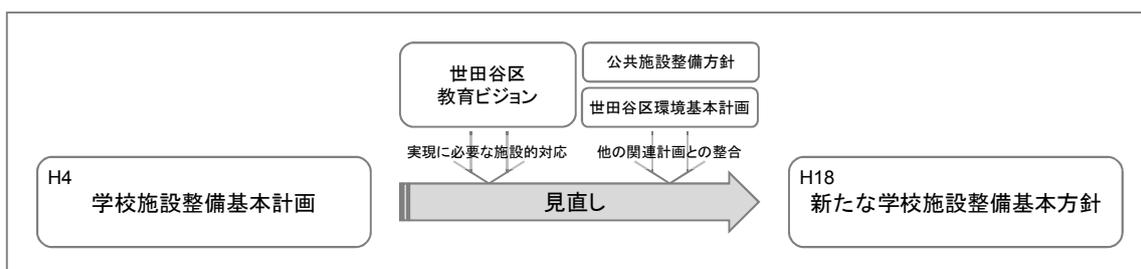


図1 基本方針策定の考え方

＜厳しい財政状況への対応＞

平成4年に策定した基本計画やその上位計画である学校改築指針（平成3年）では、世田谷区の学校施設を改築する際に目指すべき理想的な姿について網羅的に示したが、見直しに当たっては、昨今の厳しい財政状況でも、必要な機能を確保しつつ継続的な整備を行えるよう、検討を行った。（例：多様な教育活動に対応できる多目的室等のスペースは確保しつつも、大きなオープンスペースは設けず、できる限りコンパクトな校舎を目指す）

（検討体制）

平成3年に学校改築指針を策定した際は、学識経験者や地域代表者等も加わり、多角的な観点から十分な検討を行った。今回の見直しは、学校改築指針で示された方針を活かしながら、上記の観点からの修正にとどまるため、見直しの検討体制は、行政（教育委員会のほか、政策部局や財政部局も参画）と小中学校校長会代表で構成することとした。

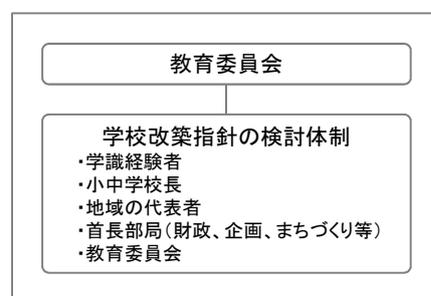


図2 学校改築指針の検討体制

（計画期間）

「新たな学校施設整備基本方針」の計画期間は、当該基本方針の上位計画である「世田谷区教育ビジョン」（平成17年度～平成26年度）の計画終了年度に合わせて平成26年度までとしている。

（区議会における議決）

策定した基本方針を区議会において議決し、基本方針に掲げられた学校施設の整備を区議会と一体となって取り組むものとして位置付けることにより、学校施設整備の実効性の担保に努めている。

（公表）

策定した基本方針をHPにおいて公表することにより、区の学校施設整備の考え方を

広く周知している。

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/133/524/d00005842.html>

■設置者が考える基本方針策定のメリット

- ・昨今の厳しい財政状況を受け、見直すべきところは見直しつつ、必要な機能は維持し、学校施設に求められる今日的な性能も加味し、財政的に持続可能な計画として見直した。そのことにより、毎年2校のペースで改築を実施していくことについて財政部局や議会の承認を受けることができ、約100校に及ぶ区立小中学校について、計画的な改修も行いつつ50年かけて全ての学校の改築を行うというサイクルを立てることができた。また、この計画に基づき整備を行うことにより、コストの削減を図りつつも、教育環境の水準の向上が図ることができている。
- ・基本方針は原則的に改築を念頭に置いて策定されたものであるが、改修の際にも準用し、改築と改修を組み合わせた整備サイクルとすることにより、基本方針に沿った学校施設を計画的・効率的に整備している。
- ・区としての学校施設に関する統一的な整備方針がなく個々の学校ごとにゼロから計画・整備していた時代は、ワークショップ等に多くの時間を要し、検討着手から完成まで約10年かかっていたが、基本方針として区立の学校施設の統一的な整備方針（改築手順及び整備内容）を示したことにより、個々の状況、特色に応じた検討は引き続き行うものの、検討から完成までに要する時間を半分程度に短縮することができ、現場の教育ニーズに迅速に対応できるようになった。
- ・個々の学校ごとに計画・整備していた時代には、学校施設の整備内容が個人の意見に左右されがちであったが、基本方針として区の学校施設の整備方針を示すことにより、改築及び改修において学校施設の整備を一定の水準をもって行うことができるようになり、区の学校施設全体の整備水準の底上げにつながっている。また、現状において適正規模を下回る小中学校について理解を得ながら統廃合を進めている状況である。
- ・学校施設の整備に対する区としての統一方針を持つことにより、個々の学校施設の整備計画を立てる際に、保護者や地域住民から、学校施設整備の必要性や整備内容について理解を得られやすくなった。
- ・設計者を公募する際に、区が基本方針に基づいて施設整備を進めていることを説明し、

設計者が基本方針に基づいて学校施設を設計するよう促すことにより、区が目指す学校施設像の実現を図っている。

- ・ 行政の担当者の異動があっても、学校施設を整備する上での区としての考え方や進め方が容易にかつ確実に継承することができる。これにより、担当者が代わることにより整備水準にばらつきが生じてしまうことを抑えることができている。